

本 庁
出先機関

上尾市事務専決規程及び上尾市行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市事務専決規程及び上尾市行政文書管理規程の一部を改正する訓令

(上尾市事務専決規程の一部改正)

第1条 上尾市事務専決規程(昭和48年上尾市訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「課内室長」を「課内室等の長」に、「課内推進室又は課内センター」を「課内室又は課内センター(以下「課内室等」という。)」に改める。

第6条第2項の表出先機関の長(課長相当職の出先機関の長、こども保健センター所長、保育所長及び出張所長を除く。)の項中「及び出張所長」を「、出張所長及び支所長」に改め、同表課内室長の項中「課内室長」を「課内室等の長」に改める。

第10条第14号中「2,000万円」を「5,000万円」に改め、同条第15号及び第16号を次のように改める。

- (15) 1件300万円以上の予備費の充用
- (16) 1件1,000万円以上の予算の流用

第10条第19号及び第20号中「2,000万円」を「5,000万円」に改める。

第11条第3項中「課内室長」を「課内室等の長」に改める。

別表第1の1の項第9号中「軽易なもの」を「重要なもの」に、「軽易かつ定型的なもの」を「軽易なもの」に改め、同項第11号の次に次の1号を加える。

(12) 附属機関(特に重要な附属機関を除く。)の構成員を任免す	○		
----------------------------------	---	--	--

ること。

別表第1の2の項第7号ア中「参事」を「市長政策室長又は部長、参事」に改め、同号ウ中「（出先機関）の次に「（こども保健センター、出張所及び支所を除く。）」を加え、「課内推進室」を「課内室等」に、「課内室長」を「課内室等の長」に改め、同項第9号ウ中「（出先機関）の次に「（こども保健センター、出張所及び支所を除く。）」を加え、「課内推進室」を「課内室等」に、「課内室長」を「課内室等の長」に改め、同項第11号ア中「参事」を「市長政策室長又は部長、参事」に改め、同号ウ中「（出先機関）の次に「（こども保健センター、出張所及び支所を除く。）」を加え、「課内推進室」を「課内室等」に、「課内室長」を「課内室等の長」に改め、同項第13号ア中「参事」を「市長政策室長又は部長、参事」に改め、同号ウ中「（出先機関）の次に「（こども保健センター、出張所及び支所を除く。）」を加え、「課内推進室」を「課内室等」に、「課内室長」を「課内室等の長」に改め、同表3の項第1号中「及び支出命令」を削り、同号イ中「別表第3の2の項第4号及び5の項第4号」を「別表第3の2の項第3号並びに別表4の2の項第1号及び3の項第1号」に改め、同項第2号及び第3号中「1,000万円」を「3,000万円」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 支出命令をすること。

○

別表第1の5の項第1号中「1,000万円」を「3,000万円」に改める。

別表第2行政経営部の表財政課の項第3号中「充用し、又は予算を流用する」を「充用する」に改め、第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

4 予算を流用すること。

50万
円以上
500
万円未
満

50万
円未満

別表第2行政経営部の表施設課の項第2号から第5号までの規定中「1,000万円」を「3,000万円」に改める。

別表第2総務部の表職員課の項第2号(1)中「(総務部長を除く。)」を削り、同号(3)中「出張所長」の次に「及び支所長」を加え、「課内室長」を「課内室等の長」に改め、同項第3号(1)中「(総務部長を除く。)」を削り、「出張所長」の次に「及び支所長」を加え、「課内室長」を「課内室等の長」に改め、同項第5号(1)中「(総務部長を除く。)」を削り、「出張所長」の次に「及び支所長」を加え、「課内室長」を「課内室等の長」に改め、同項第9号(1)中「参事」を「市長政策室長又は部長、参事」に改め、「出張所長」の次に「及び支所長」を加え、「課内室長」を「課内室等の長」に改め、同項第11号中「及び支出命令」を削り、同項第14号中「(副主幹以下の職並びにフルタイム会計年度任用職員(同法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員をいう。)の職にある者に限る。)」を削り、同表契約検査課の項第3号及び第4号中「1,000万円」を「3,000万円」に改める。

別表第2こども未来部の表こども支援課の項第11号及び同表こども家庭保健課の項第3号中「及び支出命令」を削り、同表保育課の項第3号及び第4号を次のように改める。

3	子ども・子育て支援法に基づく給付認定を行うこと。	○
4	子ども・子育て支援法に基づく給付費の支出負担行為をすること。	○

別表第2健康福祉部の表福祉総務課の項第6号中「特別定額給付金」を「低所得世帯等に対する給付金」に改め、「及び支出命令」を削り、同項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同表高齢介護課の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同項第6号中「給付」の次に「の可否」を加え、同号を同項第5号とし、同項中第7号から第35号までを1号ずつ繰り上げ、同項第36号中「及び支出命令」を削り、同号を同項第35号とし、同表健康増進課の項第2号中「及び支出命令」を削る。

別表第2 市民生活部の表市民協働推進課の項第17号から第21号までを削り、同表保険年金課の項第1号中「及び支出命令」を削り、同項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第15号までを削り、第16号を第11号とし、第17号を第12号とし、第18号を第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

	14 国民健康保険法による保険給付の支出負担行為をすること。	○	
--	--------------------------------	---	--

別表第2 市民生活部の表保険年金課の項第19号中「及び支出命令」を削り、同号を同項第15号とし、同項第20号中「及び支出命令」を削り、同号を同項第16号とし、同項第21号中「及び支出命令」を削り、同号を同項第17号とし、同項中第22号から第35号までを4号ずつ繰り上げ、同項第36号中「及び支出命令」を削り、同号を同項第32号とし、同項第37号中「及び支出命令」を削り、同号を同項第33号とし、同項第38号を同項第34号とする。

別表第2 環境経済部の表商工課の項第13号中「及び支出命令」を削る。

別表第2 都市整備部の表都市計画課の項第31号の次に次の9号を加える。

	32 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第13条第1項に規定する管理不全空家等の認定及び同項の規定に基づく指導をすること。	○	
	33 空家等対策の推進に関する特別措置法第13条第2項の規定に基づく勧告をすること。	○	
	34 空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する特定空家等の認定及び第22条第1項の規定に基づく指導をすること。	○	
	35 空家等対策の推進に関する特別措	○	

	置法第 22 条第 2 項の規定に基づく 勧告をすること。		
36	土地区画整理法（昭和 29 年法律 第 119 号）第 76 条第 1 項の規定 による建築行為等を許可すること。		○
37	土地区画整理法第 76 条第 2 項の 規定による施行者の意見聴取をする こと。		○
38	土地区画整理法第 76 条第 3 項の 規定による期限その他の必要条件を 付加すること。		○
39	土地区画整理法第 76 条第 4 項の 規定による原状回復命令又は移転除 却命令をすること。	○	
40	土地区画整理法第 76 条第 5 項の 規定による原状回復又は移転除却を すること。	○	

別表第 2 都市整備部の表市街地整備課の項を削り、同表建築安全課の項第 17 号中「第 5 条の 4」を「第 5 条の 14」に、「及び同法第 5 条の 6」を「、同法第 5 条の 16」に、「第 5 条の 7」を「第 5 条の 17」に、「第 5 条の 8」を「第 5 条の 18」に、「第 5 条の 9」を「第 5 条の 19」に、「第 5 条の 10」を「第 5 条の 20」に改め、同表建設管理課・道路河川課共通の項第 4 号から第 6 号までの規定中「1,000 万円」を「3,000 万円」に改める。

別表第 2 上下水道部の表経営総務課の項第 1 号中「及び支出命令」を削る。

別表第 3 の 1 の項中「及び出張所」を「、出張所及び支所」に改め、同表 2 の項第 3 号中「及び支出命令」を削り、同項第 6 号を次のように改める。

	6 支出命令をすること。	
--	--------------	--

別表第 3 の 1 2 の項中第 1 号を第 3 号とし、第 2 号を第 4 号とし、同項

に第 1 号及び第 2 号として次の 2 号を加える。

		<ol style="list-style-type: none"> 1 サブリーダーとなる職員を指名すること。 2 所属職員の事務の分担を決定すること。
--	--	---

別表第 3 中 1 4 の項を 1 5 の項とし、1 3 の項の次に次の 1 項を加える。

1 4	消費生活センター	計量法に基づく特定商品を計量販売する者を監督すること。
-----	----------	-----------------------------

別表第 4 を次のように改める。

別表第 4（第 1 1 条関係）

課内室等専決事項

	課内室等の長	事項
1	各課内室等 共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 リーダー又はサブリーダーとなる職員を指名すること。 2 所属職員の事務の分担を決定すること。 3 課内室等の長を補佐する職員を指名すること。 4 所属職員の年次休暇及び特別休暇（勤務時間条例第 1 4 条第 2 項第 3 号及び第 1 9 号並びに会計年度任用職員勤務時間規則第 1 6 条第 3 項第 2 号に規定するものを除く。）を承認すること。 5 所属職員の時間外勤務命令をすること。 6 所属職員について、勤務時間条例第 8 条の 2 第 1 項（同条第 4 項において準用する場合及び会計年度任用職員勤務時間規則第 8 条においてその例による場合を含む。）の規定による深夜勤務の制限を承認すること。 7 所属職員について、勤務時間条例第 8 条の 2 第 2 項及び第 3 項（同条第 4 項において準用する場合及び会計年度任用職員勤務時間規則第 8 条においてその例による場合を含

む。)の規定による時間外勤務の制限を承認すること。

8 所属職員の旅命をすること。

9 所属職員について、勤務時間条例第5条の規定による週休日の振替及び半日勤務時間の割振変更をすること並びに勤務時間条例第8条の3第1項の規定による時間外勤務代休時間の指定及び勤務時間条例第10条第1項の規定による代休日の指定をすること。

10 次に掲げる会計年度任用職員の服務等に関すること。

(1) 通勤手当及び通勤に要する費用弁償の支給資格を認定すること。

(2) 会計年度任用職員勤務時間規則第14条第2項の規定による病気休暇を承認すること。

(3) 介護休暇及び介護時間を承認すること。

(4) 会計年度任用職員勤務時間規則第5条の規定による週休日の振替及び会計年度任用職員勤務時間規則第10条においてその例によるものとされた勤務時間条例第10条第1項の規定による代休日の指定をすること。

(5) 地方公務員の育児休業等に関する法律により育児休業及びその期間の延長並びに部分休業を承認し、又は当該承認を取り消すこと。

(6) 身分、給与、在職その他の証明をすること。

(7) 職務に専念する義務の特例に関する条例第2条の規定により職務に専念する義務を

		<p>免除すること。</p> <p>1 1 通知、督促、請求、申請、申込み、届出、照会、依頼、回答、報告、意見の具申、通達等のうち軽易なものをすること。</p> <p>1 2 通知書、督促状、請求書、申請書、届出書、照会書、依頼書、回答書等を受理すること。</p> <p>1 3 公文書の公開決定等をする事。</p> <p>1 4 個人情報の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等をする事。</p>
2	地域支援室長	<p>1 報酬、給料、職員手当等、旅費、需用費（修繕料を除く。）、役務費、扶助費及び公課費に係る支出負担行為をすること。</p> <p>2 需用費（修繕料に限る。）、工事請負費又は原材料費に係る支出負担行為のうち1件200万円以下のものをすること。</p> <p>3 介護保険法による第一号事業支給費の支出負担行為をすること。</p> <p>4 前3号に規定する歳出科目以外の歳出科目に係る支出負担行為のうち1件100万円未満のものをすること。</p> <p>5 支出命令をすること。</p> <p>6 収入の調定をすること。</p> <p>7 収入の納入通知をすること。</p>
3	ゼロカーボン推進室長	<p>1 報酬、給料、職員手当等、旅費、需用費（修繕料を除く。）、役務費、扶助費及び公課費に係る支出負担行為をすること。</p> <p>2 需用費（修繕料に限る。）、工事請負費又は原材料費に係る支出負担行為のうち1件200万円以下のものをすること。</p> <p>3 前2号に規定する歳出科目以外の歳出科目</p>

		に係る支出負担行為のうち1件100万円未満のものをすること。 4 支出命令をすること。 5 収入の調定をすること。 6 収入の納入通知をすること。
--	--	--

(上尾市行政文書管理規程の一部改正)

第2条 上尾市行政文書管理規程(令和6年上尾市訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「課内推進室等」を「課内室等」に改める。

別表第1 高齢介護課の項の次に次のように加える。

地域支援室	地支
-------	----

別表第1 市街地整備課の項を削る。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。